

# 2017年4月号 FP武蔵野グループ



島 信次 (CFP認定者)

## 「ピンピンコロリ」願望の前に

### 1.はじめに

筆者は昨年「後期高齢者」の仲間入りをしました。

商社を定年退職後約15年になり、年2回新橋のすし屋で開いている同期会の常連出席者

8人に聞いてみると皆さん「ピンピンコロリ」願望でした。

しかしながら「エンディングノート」や「遺言書」を書いた者は(筆者も含め)まだ一人もいなかった。

当メルマガ読者の皆様や、ご両親についてはいかがですか？

### 2. 「エンディングノート」について：

NHKのEテレでも3~4月に放送していましたが、最近「終活」の記録として「エンディングノート」を作成する方が少しずつふえてきました。

自分のプロフィール、家系図、財産目録、今後の人生設計、介護や終末医療、臓器提供、葬儀、お墓などについて幅広く記入しますが、遺言書と違って法的効力はない。

しかし遺言書作成の準備にもなり、作成をお勧めします。

① 「家系図」の作成：法定相続人確定のために出生時の「原戸籍」から「現在の戸籍」

まで本人が元気なうちに自分で取り寄せ「家系図」を作成する。

② 「葬儀の希望」及び「連絡先」、「遺影の写真」用意

最近「家族葬」が増えているが、よほど高齢でない限り人生最後の別れの機会があった方がいいと思う。後日バラバラで自宅に弔問に来られたら家族の対応が大変。

③ 「エンディング産業展 2017」：8月23日（水）、24日（木）、25日（金）

会場：東京ビッグサイト東5

葬儀やお墓関係を中心に大規模な産業展で今年3回目となり、入場料2千円だが、事務局にメールかFAXで申し込めば無料招待券を送ってくれる。

<http://www.ifcx.jp/visitor/>

宇宙葬等びっくりするようなものもありますよ。時間が取れたらお出かけください。

### 3. 「遺言書」について：

遺言書は法定相続に優先する。（遺留分は残す。）

妻の権利保護

遺言者の気持ち記載がスムーズ相続に有効

「自筆証書遺言」：家裁の検認が必要

「公正証書遺言」： 〃 不要

### 4. 相続手続きには「期限」がある：

死亡の翌日から 7日以内 死亡届提出

3ヵ月以内 相続放棄選択

4ヵ月以内 準確定申告《亡くなった人の分》

10ヵ月以内に「相続税の申告と納付」

### 5. 相続税の基礎控除40%減：（2015年大幅な増税）

基礎控除 5,000万円→3,000万円

相続人一人当たり 1,000万円→600万円

この増税により、中央線や井の頭線沿線で戸建て住宅所有者の相続税支払いが急増中。特に二次相続において顕著である。

### 6. 相続税の節税対策

- ・ 生前贈与
- ・ 不動産等に変えて評価減
- ・ 養子縁組など制度活用

### 7. 生命保険の活用

- ・ 法定相続一人辺り500万円非課税
- ・ 1～2日で入金するので銀行預金凍結時の資金繰りに有効

以 上